



会 長	副会長	理 事	事務長	会長指示
				

福岡医発第806号(医)
平成14年7月26日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原



医事紛争における交渉について

医事紛争における交渉につきまして、下記事項が守られない場合は、医師賠償責任保険の保険適用がなされない場合がありますので、十分ご留意いただき、今後とも医事紛争処理にご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 患者側への賠償額の提示及び示談金については、必ず、ブロック委員を通じ、本会医事調停委員会の承認を得ること。
2. 弁護士の選任についても、ブロック委員を通じ、医事調停委員会の承認を得ること。

なお、緊急を要する場合は、ブロック委員を通じ、県医師会担当理事にご相談下さい。

